

厚生労働省
群馬労働局発表
令和7年6月27日

【照会先】

群馬労働局労働基準部健康安全課

課長 穂積 常之

主任地方産業安全専門官 木村 正義

(電話) 027-896-4736

報道関係者 各位

～ 群馬労働局として初の取り組み ～

全国安全週間にライトアップを実施します

群馬労働局（局長 ^{うえの やすひろ} 上野 康博）では、安全意識の高揚と安全活動の定着を図るため、第98回全国安全週間（令和7年7月1日（火）から7日（月））に、群馬県及び前橋市のご協力により

「群馬県庁 昭和庁舎」「日本トーター グリーンドーム前橋」「臨江閣」のライトアップを実施します。

令和6年に群馬労働局管内で発生した休業4日以上死傷者数（新型コロナウイルス感染症を除く）は2,646人（前年同期比+50人）と5年連続で増加しており、このうち死亡者数は16人（前年同期比-1人）に及んでいます。

労働災害が増加傾向にある中、「第14次労働災害防止5か年計画」の中間年である本年は、第98回目を迎える全国安全週間において、全国安全週間の始まりと同時に使用されるようになった緑十字の緑色にライトアップすることで、さらなる安全意識の高揚と安全活動の定着を図り、「第14次労働災害防止5か年計画」の目標の1つである「労働災害の減少への転換」の実現を目指すものです。

1 群馬県庁 昭和庁舎（前橋市大手町一丁目1-1）

ライトアップ期間：令和7年7月1日（火）から4日（金）
7月6日（日）から7日（月）

ライトアップ時間：日没から午後10時頃まで



2 日本トーター グリーンドーム前橋（前橋市岩神町一丁目2-1）

ライトアップ期間：令和7年7月1日（火）から7日（月）
ライトアップ時間：日没から午後10時頃まで



3 臨江閣（前橋市大手町三丁目15）

ライトアップ期間：令和7年7月1日（火）から7日（月）
ライトアップ時間：日没から午後10時頃まで



【添付資料】

- 1 群馬県内の労働災害の推移
- 2 第98回 全国安全週間リーフレット
- 3 緑十字マークについて

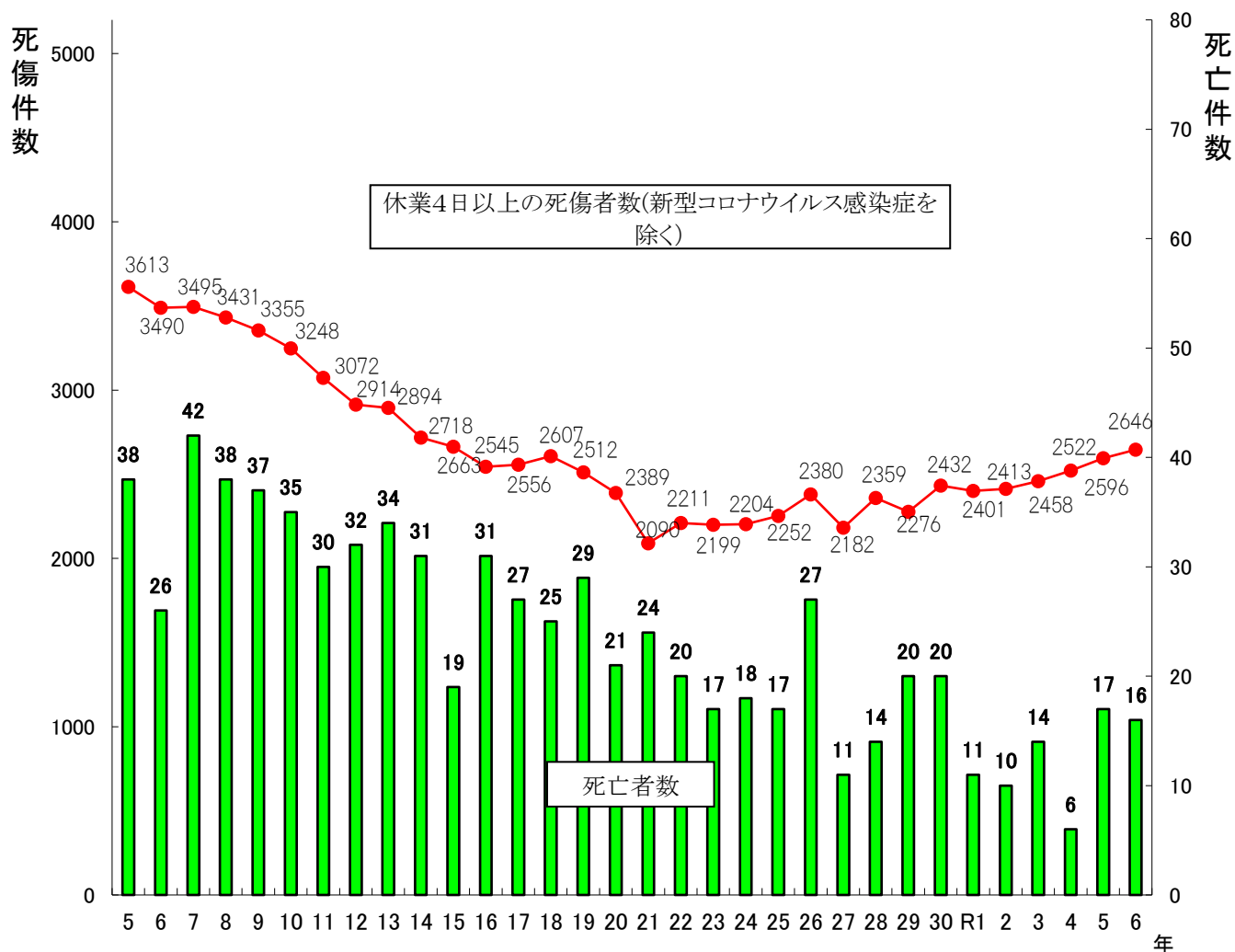
群馬県内の労働災害の推移

グラフは、「労働者死傷病報告」^注から、平成5年以降の群馬労働局管内で発生した休業4日以上[※]の労働災害及び死亡災害の状況をまとめたものです。

死傷者数は、長期的には減少傾向にあるものの、平成21年以降、横ばいから増加傾向です。（令和2年以降は、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、急増していますが、これを除いた数でも、増加傾向にあります。）

一方、死亡災害は令和4年に過去最少となりました。

グラフ1 年別労働災害発生状況（休業4日以上[※]の死傷及び死亡災害）



注) 労働者死傷病報告は、労働者が労働災害又は事業場内若しくは附属建設物内において、負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したとき、遅滞なく所轄労働基準監督署長あて提出しなければならない。（労働安全衛生法第100条）

※新型コロナウイルス感染症に伴う感染数を除く。

【主な出来事】

平成21年 : リーマンショック

平成23年 : 東日本大震災

平成26年 : 関東豪雪

令和2年 : ハッ場ダム完成

令和2年～ : 新型コロナウイルス禍

第
98
回

全国安全週間

期間

令和7年7月1日(火)~7日(月)

準備
期間

令和7年6月1日(日)~30日(月)

多様な仲間と 築く安全 未来の職場

今年で98回目を迎える全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ることを目的として、実施されてきました。

これまで、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきました。この努力により労働災害は長期的には減少しておりますが、令和6年の労働災害については、死亡災害は集計開始以降最少となった前年を下回る見込みであるものの、休業4日以上死傷災害は前年同期よりも増加しており、平成21年以降、死傷者数が増加に転じてから続く増加傾向に歯止めがかからない状況となっています。

特に、高齢労働者の増加等を背景として、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、また、死亡災害については、墜落・転落などによる災害が依然として後を絶たない状況にあります。

労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和5年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進することが必要であり、計画年次3年目となる令和7年度においても、労使一丸となった取組が求められます。

そのため、令和7年度は、「多様な仲間と 築く安全 未来の職場」のスローガンの下、全国安全週間を実施することとしました。

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会

港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

※裏面の「令和7年度全国安全週間実施要綱について」もご覧ください。

令和7年度全国安全週間実施要綱について（抜粋）

実施者の実施事項

1 安全衛生活動の推進

- ① 安全衛生管理体制の確立
 - ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
 - イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
 - ウ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
 - エ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立
- ② 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
 - ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
 - イ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
 - ウ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
 - エ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
- ③ 自主的な安全衛生活動の促進
 - ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
 - イ 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
- ④ リスクアセスメントの実施
 - ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
 - イ SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進
- ⑤ その他の取組
 - ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
 - イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
 - ウ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

2 業種の特性に応じた労働災害防止対策

- ① 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策
 - ア 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
 - イ 経営トップが先頭に立つて行う安全衛生方針の作成、周知
 - ウ 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
 - エ 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発
 - オ パート・アルバイトの労働者への安全衛生教育の徹底
- ② 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
 - ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
 - イ 荷主等の管理施設におけるプラットフォームの整備、床の凹凸の解消、照度の確保、混雑の緩和等、荷役作業の安全ガイドラインに基づく措置の推進
 - ウ 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
 - エ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
 - オ トラックの逸走防止措置の実施
 - カ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施
- ③ 建設業における労働災害防止対策
 - ア 一般的事項
 - （ア）「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく足場、屋根・屋上等の端、開口部、はしご・脚立等からの墜落・転落防止対策の実施、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用
 - （イ）足場の点検の確実な実施、本足場の原則使用、「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく手すり先行工法の積極的な採用
 - （ウ）職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
 - （エ）元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
 - （オ）建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
 - （カ）編組工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
 - （キ）一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
 - イ 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」に基づく対策の実施
 - ウ 令和6年能登半島地震の復旧、復興工事におけるがれき処理作業の安全確保、土砂崩壊災害、建設機械災害、墜落・転落災害の防止等、自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策の実施
- ④ 製造業における労働災害防止対策
 - ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
 - イ 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
 - ウ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
 - エ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
 - オ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施
 - カ 機械等製造者による、機械等を使用する事業者への、リスクアセスメント実施に資する残留リスク情報の提供
- ⑤ 林業の労働災害防止対策
 - ア チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
 - イ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

3 業種横断的な労働災害防止対策

- ① 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策
 - ア 作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進
 - イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
 - ウ 「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化
 - エ 運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化の推進
 - オ 中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨
 - カ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施
- ② 高齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策
 - ア 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」に基づく措置の実施
 - イ 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
 - ウ 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化
- ③ 交通労働災害防止対策
 - ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
 - イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
 - ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
 - エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施
- ④ 熱中症予防対策（STOP!熱中症 クールワークキャンペーン）
 - ア 熱中症のおそれのある作業者の早期発見のための連絡体制の整備等を内容とする改正労働安全衛生規則に基づく措置義務の徹底
 - イ 暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施
 - ウ 熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮
- ⑤ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策
 - ア 請負人等が労働者と同じ場所で就業する場合における安全衛生の確保に必要な措置の実施
 - イ 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
 - ウ その他請負人等が上記10（1）～10（3）④に掲げる事項を円滑に実施するための配慮

厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/index.html>



中央労働災害防止協会

<https://www.jisha.or.jp>



職場のあんぜんサイト

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp>



●職場の安全、全国安全週間に関する情報は
こちらでも発信しています！

厚生労働省 安全衛生

検索

中央労働災害防止協会 安全週間

検索

●労働基準監督署等への届出は
電子申請が便利です！

帳票入力支援サービス

検索

詳しくは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

緑十字マークについて

昭和 3 年（1928 年）、全国安全週間の始まりと同時に、この週間のシンボルマークとして使用されるようになったものである。十字は外国では仁愛を意味し、東洋では福德の集まるところを意味する。緑とするのは制定当時は米国の N S C（全米安全会議）が青地に白十字を使っており、また日本では赤十字と結核予防会のマークとして白十字があるからというものであった（なお米国 N S C も 1947 年に緑十字に変更、日本と同じマークになった）。制定は、大正 8 年労働災害防止の社会的関心が次第に高まった時期に、関係者によって安全週間実施計画が立てられたときに蒲生俊文氏の案が採用され、一部実施されていた。昭和 2 年 10 月 2 日、1 道 3 府 21 県連合工場安全監督主任会議（内務省社会局主催）で公に承認されたものである。

（「労働省安全課編 安全用語辞典 中央労働災害防止協会」より）



白地に緑十字を中央に配している安全旗